

## 平成24年度奈良県食品衛生監視指導計画に基づく監視指導結果について

食品衛生法第24条第1項の規定により定めた平成24年度奈良県食品衛生監視指導計画に基づく監視指導の実施結果について下記のとおり概要を取りまとめましたので公表します。なお、本結果の対象は奈良市を除く奈良県内全域で、実施期間は平成24年4月1日から平成25年3月31日までの1年間です。

### 1 監視指導体制及び監視指導対象施設について

食品衛生法第30条第1項に規定する食品衛生監視員、と畜場法第19条第1項に規定すると畜検査員及び食鳥処理の事業の規定及び食鳥検査に関する法律第39条第1項に規定する食鳥検査員の任命・指定状況については、表1のとおりです。また、食品に係る試験検査体制の状況及び各保健所別監視指導対象施設の状況については、表2及び表3のとおりです。

表1 食品衛生監視員・と畜検査員・食鳥検査員の配置状況

実施機関	担当課	担当係	食品衛生監視員	食鳥検査員	と畜検査員
郡山保健所	衛生課	食品衛生係 獣疫衛生係	8名 (内4名兼務)	2名 (兼務)	2名 (兼務)
葛城保健所	衛生課	食品衛生係 獣疫生活衛生係	8名 (内4名兼務)	2名 (兼務)	2名 (兼務)
桜井保健所	衛生課	食品・生活衛生係	13名 (内9名兼務)	8名 (兼務)	8名 (兼務)
吉野保健所	衛生課	食品・獣疫生活衛生係	4名 (内4名兼務)	1名 (兼務)	1名 (兼務)
内吉野保健所	地域生活課	衛生係	4名 (内4名兼務)	1名 (兼務)	1名 (兼務)
保健所			37名 (内25名兼務)	14名 (兼務)	14名 (兼務)
食品衛生検査所	市場 食品検査課	市場食品検査係	4名 (内1名兼務)	1名 (兼務)	1名 (兼務)
	食肉検査課	第一係 第二係	10名 (兼務)	10名 (兼務)	10名 (兼務)

表2 食品に係る試験検査体制の状況

実施機関	担当課等	試験検査の実施内容
保健環境研究センター	食品化学チーム 生活化学チーム	食品添加物、残留農薬・動物用医薬品等の理化学検査等
	ウイルスチーム 細菌チーム	ウイルス、食中毒菌等の微生物検査等
食品衛生検査所	食肉検査課	食肉中の微生物及び動物用医薬品の検査等
	市場食品検査課	食品添加物等の理化学検査及び食中毒菌等の微生物検査等
桜井保健所	検査課	食中毒菌等の微生物検査等

表3 各保健所別監視指導対象施設の状況

実施機関	食品衛生法関係	施設数	食鳥処理法関係	施設数
郡山保健所	許可	4,969	(内小規模認定)	4
	届出	4,789		(3)
葛城保健所	許可	3,593	(内小規模認定)	6
	届出	2,562		(6)
桜井保健所	許可	4,743	(内小規模認定)	8
	届出	5,074		(8)
吉野保健所	許可	1,275	(内小規模認定)	2
	届出	1,614		(2)
内吉野保健所	許可	893	(内小規模認定)	2
	届出	1,134		(2)
合計	許可	15,473	(内小規模認定)	22
	届出	15,173		(21)

(ただし、休止施設を除く)

## 2 監視指導結果について

### (1) 食品等事業者に対する監視指導の実施状況

食品衛生法第30条第2項の規定に基づき表3の対象施設（許可施設：15, 473施設、届出施設：15, 173施設）に対する立入検査の実施状況は、表4-1及び表4-2のとおりです。

表4-1 許可を要する施設に対する監視指導の状況

業 種		監視回数(回/年) A	施設 B	監視数 C	監視率(%) C/(A×B)×100
法違反等行政処分施設 平成23年度 食中毒の発生施設		3.0	2	6	100.0
その他、行政処分等を受けた施設		3.0	0	5	-
大規模広域流通食品製造・加工施設及び大規模流通施設		3.0	45	134	99.3
飲食店のうちふぐの取扱い施設		1.0	174	102	58.6
許 可 を 要 す る も の	飲 食 店	1.0	3,780	2,430	64.3
	一般食堂・レストラン等	1.0	3,780	2,430	64.3
	〃 (1回300食以上又は1日750食以上)	3.0	35	40	38.1
	仕出し屋・弁当屋	2.0	738	869	58.9
	〃 (1回300食以上又は1日750食以上)	3.0	31	60	64.5
	旅館・ホテル（食品等提供しない施設を除く）	2.0	259	266	51.4
	〃 (1回300食以上又は1日750食以上)	3.0	4	9	75.0
	〃 (食品等提供しない施設)	0.2	2	0	0.0
	簡易宿所（食品等提供しない施設を除く）	1.0	125	71	56.8
	その他	0.2	2,919	1,642	281.3
	《簡易》飲食店（自動販売機を除く）	0.2	197	37	93.9
	〃 (自動販売機)	0.2	843	209	124.0
	菓子（パンを含む）製造業	1.0	1,144	1,036	90.6
	菓子（パンを含む）製造業（小分け包装のみの製造に限る）	0.2	25	25	500.0
	《簡易》菓子製造業	0.2	78	12	76.9
	乳処理業	2.0	1	1	50.0
	乳製品製造業	2.0	4	9	112.5
	集乳業	1.0	1	0	0.0
	魚介類販売業	1.0	558	1,272	228.0
	〃 (調理加工を行わない魚介類の販売に限る)	0.2	341	162	237.5
	魚介類せり売り営業	0.2	2	133	33,250.0
	魚肉ねり製品製造業	2.0	8	12	75.0
	食品の冷凍又は冷蔵業	1.0	32	56	175.0
	かん詰又はびん詰食品製造業	1.0	48	37	77.1
	喫茶店営業	0.2	92	68	369.6
	《簡易》喫茶店営業（自動販売機を除く）	0.2	33	17	257.6
	〃 (自動販売機)	0.2	473	115	121.6
	あん類製造業	1.0	7	14	200.0
	アイスクリーム類製造業	1.0	22	36	163.6
	〃 (ソフトクリームメーカーによる営業に限る)	0.2	79	169	1069.6
	〃 (HACCP施設)	3.0	2	7	116.7
	乳類販売業	0.2	1,693	1,029	303.9
	食肉処理業	2.0	57	63	55.3
	食肉販売業	1.0	489	858	175.5
	〃 (調理加工を行わない包装食肉のみの販売に限る)	0.2	516	225	218.0
	食肉製品製造業	2.0	12	22	91.7
	食用油脂製造業	1.0	2	2	100.0
	みそ製造業	1.0	49	52	106.1
	醤油製造業	1.0	22	33	150.0
	ソース類製造業	1.0	11	20	181.8
	酒類製造業	1.0	36	16	44.4
	豆腐製造業（包装豆腐（充填豆腐）の製造施設に限る）	2.0	5	7	70.0
	〃	1.0	75	89	118.7
	納豆製造業	1.0	1	0	0.0
	めん類製造業	1.0	134	78	58.2
	〃 (小分け包装のみの製造に限る)	0.2	34	9	132.4
	そうざい製造業	1.0	184	397	215.8
添加物（法第11条第1項）製造業	2.0	18	13	36.1	
清涼飲料水製造業	2.0	34	40	58.8	
冰雪製造業	0.2	2	3	750.0	
冰雪販売業	0.2	13	7	269.2	
移 動 業 種	飲食店	0.2	94	7	37.2
	菓子製造業	0.2	24	0	0.0
	魚介類販売業	0.2	51	6	58.8
	喫茶店営業	0.2	2	0	0.0
	乳類販売業	0.2	8	2	125.0
	食肉販売業	0.2	22	4	90.9
アイスクリーム製造業	0.2	2	0	0.0	
計			15,473	11,797	110.1

表4-2 許可を要しない施設に対する監視指導の状況

業種		監視回数(回/年) A	施設 B	監視数 C	監視率(%) C/(A×B)×100
許可を要しない	学校	1.0	84	14	14.5
	〃 (1回300食以上又は1日750食以上)	2.0	55	23	25.6
	病院・診療所	1.0	69	31	64.6
	〃 (1回300食以上又は1日750食以上)	2.0	11	12	18.8
	事業所	1.0	106	14	13.1
	〃 (1回300食以上又は1日750食以上)	2.0	2	3	75.0
	その他	1.0	653	294	46.3
	〃 (1回300食以上又は1日750食以上)	2.0	8	4	25.0
	乳搾取業	1.0	149	0	0.0
	GPセンター	1.0	6	4	100.0
	食品製造業	0.2	1,151	323	149.1
	野菜果物販売業	0.2	2,304	1,179	259.5
	そうざい販売業	0.2	1,258	734	299.1
	菓子(パンを含む)販売業	0.2	3,397	991	153.0
	食品販売業(上記以外)	0.2	5,425	1,321	122.6
	添加物(法第11条第1項を除く)の製造業	0.2	3	3	750.0
添加物の販売業	0.2	195	25	63.8	
冰雪採取業	0.2	0	0	-	
器具・容器包装・おもちゃの製造・販売業	0.2	297	68	115.6	
計			15,173	5,043	129.6

(2) と畜検査の実施状況

と畜場法第14条の規定に基づく獣畜のとさつ又は解体の検査の実施状況は、表5のとおりです。

表5 と畜検査の実施状況

獣畜の種類	牛			とく ※	馬	豚	めん羊	山羊	合計
	肉用	乳用	小計						
検査頭数	1,962	557	2,519	2	17	8,580	8	0	11,126
処分頭数	とさつ・解体禁止	0		0	0	0	0	0	0
	全部廃棄	18		0	0	15	0	0	33
	一部廃棄	1,813		2	14	8,043	5	0	9,877

※「とく」: 1歳未満の仔牛

(3) BSE・TSEスクリーニング検査の実施状況

牛海綿状脳症対策特別措置法第7条又はと畜場法第14条の規定に基づくと畜場における牛海綿状脳症(BSE)・伝達性海綿状脳症(TSE)スクリーニング検査の実施状況は、表6-1及び表6-2のとおりです。

表6-1 牛海綿状脳症(BSE)スクリーニング検査の実施状況

牛の月齢	30か月齢以上	30か月齢未満		合計
		21か月齢以上 30か月齢未満	21か月齢未満	
検査頭数	1,917	586	18	2,521
陽性頭数	0	0	0	0
陰性頭数	1,917	586	18	2,521

表6-2 伝達性海綿状脳症(TSE)スクリーニング検査の実施状況

獣畜の種類	めん羊	山羊	合計
検査頭数	8	0	8
陽性頭数	0	0	0
陰性頭数	8	0	8

(4) 食鳥検査の実施状況

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第15条の規定に基づく大規模食鳥処理場における食鳥検査の実施状況は、表7のとおりです。

表7 食鳥検査の実施状況

食鳥の種別		ブロイラー	成鶏	合計
検査羽数		9,483	326,683	336,166
処分羽数	とさつ等禁止	1	674	675
	全部廃棄	1	1,618	1,619
	一部廃棄	0	392	392

(5) 食品等の収去検査の実施状況

食品衛生法第28条の規定に基づき実施した収去検査の実施状況については、表8-1、表8-2のとおりです。

表8-1 収去検査の実施状況（検査種類別）

検査の種類	対象食品	検体数 (延数)	違反検体数	
			食品衛生法の成分規格、使用基準等	衛生規範、指導基準、その他
理化学検査	そうざい、菓子、冷凍食品、乳・乳製品、アイスクリーム類、清涼飲料水、めん類、油揚げ、漬物、調味料、輸入食品、輸入柑橘、食鳥肉、卵、食肉製品、生食用貝類、魚肉練り製品、魚介乾製品、魚卵	146	1 (アイスクリーム類)	8 (油揚げ、輸入食品)
微生物検査	乳・乳製品、アイスクリーム類、清涼飲料水、生食用食肉、生食用鮮魚介類、卵、食肉製品、魚肉練り製品、めん類、菓子、漬物、弁当、仕出し、そうざい、給食、豆腐、カットフルーツ	812	1 (食肉製品)	42 (弁当、そうざい、給食、生食用鮮魚介類、めん類、菓子、漬物、豆腐)
残留農薬検査	農産物、輸入加工食品、食鳥肉、食鳥卵	139	0	0
食物アレルギー検査	加工食品	8	0	0
遺伝子組換え食品検査	加工食品	10	0	0
放射性物質検査	農林畜水産物、生鮮食品、加工食品	66	0	0
県内農産物の残留農薬モニタリング検査	県内農産物	96	0	0

表8-2 収去検査の実施状況（食品等分類別）

食品等分類	予定数	検査区分	保健所収去				市場収去			
			検体	不適検体	項目	不適項目	検体	不適検体	項目	不適項目
弁当・そうざい等 (給食施設の提供食品含む)	243	使用基準	209	18	1	0	39	1	0	0
		県指導基準			624	20			117	1
		その他			38	0			72	0
漬物	23	使用基準	16	0	45	0	5	1	6	0
		衛生規範			7	0			3	1
		その他			1	0			17	0
食鳥肉・食肉製品等	17	成分規格	14	1	64	1	4	0	10	0
		使用基準			0	0			6	0
		その他			18	0			12	0
魚介類等	51	成分規格	17	1	18	0	112	0	57	0
		使用基準			8	0			23	0
		暫定的規制値			0	0			8	0
		その他			13	1			465	0
清涼飲料水	16	成分規格	15	0	75	0	0	0	0	0
		使用基準			27	0			0	0
氷菓・アイスクリーム類等	15	成分規格	15	1	38	1	0	0	0	0
		その他			6	0			0	0
乳及び乳製品	4	成分規格	4	0	15	0	0	0	0	0
		使用基準			0	0			0	0
豆腐類	52	県指導基準	36	13	66	15	10	0	16	0
		その他			0	0			26	0
冷凍食品	9	成分規格	9	0	18	0	0	0	0	0
		その他			0	0			0	0
めん類	39	成分規格	17	0	186	0	17	6	0	0
		使用基準			8	0			0	0
		衛生規範			36	0			51	9
		その他			0	0			17	0
菓子類	75	使用基準	71	9	11	0	2	0	0	0
		衛生規範			87	9			0	0
		指導要領			10	0			0	0
		県指導基準			96	2			6	0
		成分規格			5	0			0	0
		その他			1	0			2	0
青果類	92	成分規格	37	0	4,292	0	54	0	6264	0
		使用基準			0	0			4	0
野菜・果実加工品	15	成分規格	7	0	0	0	6	0	0	0
		使用基準			0	0			8	0
		県指導基準			21	0			18	0
		その他			14	0			6	0
卵（液卵を含む）	20	成分規格	6	0	36	0	10	0	4	0
		指導要領			0	0			4	0
		その他			15	0			42	0
		成分規格			2	0			0	0
食品添加物・調味料・みそ等	22	使用基準	20	0	83	0	1	0	3	0
		成分規格			2	0			5	0
		その他			2	0			0	0
輸入食品	44	成分規格	44	1	2,242	0	0	0	0	0
		使用基準			20	0			0	0
		その他			4	1			0	0
アレルギー物質	8	その他	8	0	8	0	0	0	0	0
遺伝子組換え食品	10	その他	10	0	10	0	0	0	0	0
放射性物質	25	成分規格	54	0	54	0	12	0	12	0
ふきとり検査(設備器具等)	225	その他	3	0	6	0	215	0	860	0
合計	1,005		612	44	8,331	50	487	8	8,144	11

(検査区分)

成分規格と使用基準：食品衛生法第11条により、厚生労働大臣により定められたもの。成分規格と使用基準について、合わないものを販売等してはならないとされている。

規格基準：規格基準型の保健機能食品である栄養機能食品がその規格を満たしているかの検査。

※以上が適合しない場合は、法違反となります。

暫定的規制値：食品衛生法には、成分規格等定められていないが、通知等により規制値を定められている項目。(食品中のPCB、魚介類の水銀)

衛生規範、指導要領：食品衛生法には、成分規格等定められていない食品について、製品の要件として通知されている項目。

県指導要領：食品衛生法には基準のない食品について、奈良県独自で「食品衛生法で規格基準のない食品等の指導要領」を定め、指導している項目。(衛生規範で通知されているものを、県独自に基準を厳しく設定しているものもある。)

その他：上記に定められた項目以外にも検査を行い、業者指導の一つとしている。

- (6) 農産物等モニタリング検査について  
 奈良県産の農産物等を対象として残留有害物質モニタリング検査の実施状況については、表9のとおりです。

表9 農産物等モニタリング検査の実施状況

食品等分類	検査区分	保健所収去			
		検 体	不適検体	項 目	不適項目
ばれいしょ	成分規格 (残留農薬)	3	0	348	0
さといも		6	0	696	0
かんしょ		2	0	232	0
やまいも		1	0	116	0
だいこん類の根		2	0	232	0
だいこん類の葉		1	0	116	0
はくさい		4	0	464	0
キャベツ		1	0	116	0
こまつな		3	0	348	0
チンゲンサイ		1	0	116	0
その他あぶらな科野菜		2	0	232	0
その他さく科野菜		1	0	116	0
たまねぎ		2	0	232	0
ねぎ		1	0	116	0
その他ゆり科野菜		1	0	116	0
トマト		5	0	580	0
ピーマン		1	0	116	0
なす		9	0	1044	0
その他なす科野菜		2	0	232	0
きゅうり		1	0	116	0
かぼちゃ		1	0	116	0
ほうれんそう		4	0	464	0
えだまめ		2	0	232	0
その他野菜		3	0	348	0
みかん		1	0	116	0
日本なし		1	0	116	0
うめ		5	0	580	0
いちご		15	0	1740	0
ブルーベリー		1	0	116	0
ぶどう		1	0	116	0
かき		11	0	1276	0
キウイフルーツ		1	0	116	0
いちじく	1	0	116	0	
計		96	0	11136	0

116農薬について、一斉分析を行った。

- (7) 不良食品の発生状況について  
 食品衛生法第6条、第11条、第19条及び第20条の規定による不良食品の発生状況については、表10のとおりです。

表10 不良食品の発生状況

食品分類等	第6条				第11条			第19条	表示違反	その他	計	
	腐敗 変敗	有毒 有害	微生物	異物 混入	成分 規格	製造 基準	保存 基準	添加 物 使用	表示 違反	食衛法・ 健康増進法 ・JAS法		有症 苦情 等
1 菓子類			4	2					3	1	2	12
2 乳及び乳製品											1	1
3 食肉及び食肉製品					1						1	2
4 魚介類及びその加工品									1		3	4
5 冷凍食品					1							1
6 清涼飲料水	1								2		1	4
7 調味料類												
8 豆腐及びその加工品												
9 めん類	1			2					1			4
10 惣菜及びその半製品											2	2
11 漬物												
12 鯨肉製品												
13 弁当				1	1						2	3
14 果実・野菜及び茶								1			1	3
15 その他の製品				1	1				6		25	33
食品添加物及びその製剤												
器具及び容器包装												
合計	2		4	6	4			1	13	1	38	69

(8) 一斉取締りの実施について

ア 厚生労働省が示す方針を踏まえて行った、食品、添加物の食品一斉取締り（夏期、年末）として、施設に対する監視、食品の検査を行いました。結果については表11のとおりです。

		夏期	年末
許可施設	平成24年度末現在施設数	15,473	
	立入検査延べ施設数	2,680	1,071
	施設基準違反	0	0
	管理運営基準違反	10	0
	製造基準違反	0	0
	表示基準違反	1	0
届出施設	平成24年度末現在施設数	15,173	
	立入検査延べ施設数	1,353	548
	施設不備	0	0
	食品取扱不良	7	0
	表示基準違反	7	1
食品の検査	検査件数	172	87
	腐敗・変敗等（第6条違反）	0	0
	成分規格違反（第11条違反）	0	0
	表示違反（第19条違反）	0	0
	要領等に基づく違反	6	4

イ 奈良県下5カ所の保健所（葛城、桜井、郡山、吉野、内吉野）の食品衛生監視員により、観光地を中心に食品衛生許可施設1,010施設、届出施設183施設に対して立ち入り調査を行いました。結果については表12のとおりです。

	許可施設への立入数	届出施設への立入数	施設指導件数	表示違反発見数
4月	0	0	0	0
5月	186	27	0	0
6月	115	39	0	0
7月	205	16	0	0
8月	13	0	0	0
9月	105	12	0	0
10月	49	13	0	0
11月	130	32	0	0
12月	39	0	0	0
1月	0	0	0	0
2月	0	0	0	0
3月	168	44	0	0
合計	1,010	183	0	0

### 3 食中毒の発生状況について

平成24年度の県内（奈良市を含む）食中毒発生状況の概要は、表13のとおりです。また、食中毒関連調査として実施した細菌・ウイルス検査の実施状況は、表14のとおりです。

表13 食中毒の発生状況

No.	発生日	保健所	原因施設	概食者数	患者数	原因物質	事後措置
1	6/10	郡山	飲食店	18	11	クトア・セプトンクタータ	
2	8/19	郡山	飲食店	28	13	クトア・セプトンクタータ	
3	11/2	奈良市	飲食店	110	61	ノロウイルス（GⅡ）	3日間営業停止
4	11/4	葛城	小学校	321	73	ノロウイルス（GⅡ）	3日間業務停止
5	12/15	葛城	飲食店	78	49	ノロウイルス（GⅡ）	3日間営業停止
6	12/19	奈良市	飲食店	5	4	ノロウイルス（GⅡ）	2日間営業停止
7	12/21	桜井	飲食店	45	34	ノロウイルス（GⅡ）	3日間営業停止
8	12/23	葛城	飲食店	44	18	ノロウイルス（GⅡ）	3日間営業停止
9	3/5	葛城	飲食店	131	62	ノロウイルス（GⅡ）	3日間営業停止
10	3/8	奈良市	飲食店	105	49	ノロウイルス（GⅠ, GⅡ）	3日間営業停止
11	3/9	桜井	飲食店	120	63	ノロウイルス（GⅡ）	3日間営業停止
合計 11件（県：8件、市：3件）				1005	437		



表14 食中毒関連調査における細菌・ウイルス検査の実施状況

月	検体数					検体数 合計	検査 項目数	食中毒原因菌等
	郡山 <sup>HC</sup>	葛城 <sup>HC</sup>	桜井 <sup>HC</sup>	吉野 <sup>HC</sup>	内吉野 <sup>HC</sup>			
4月	2	0	0	10	0	12	20	ノロウイルス
5月	14	0	9	16	1	40	120	ノロウイルス、ロタウイルス、黄色ブドウ球菌、カンピロバクター・ジェジュニ
6月	10	0	0	0	0	10	34	ノロウイルス
7月	2	2	0	0	0	4	28	ノロウイルス
8月	5	0	10	0	0	15	127	クドア・セブテンプリンクタータ
9月	0	0	1	0	2	3	19	ノロウイルス、セレウス菌、腸管毒素原性大腸菌O159
10月	0	0	0	0	0	0	0	
11月	24	14	0	0	0	38	122	ノロウイルス、ロタウイルス
12月	14	25	18	0	0	57	121	ノロウイルス
1月	2	0	7	15	0	24	113	ノロウイルス、サポウイルス
2月	0	0	14	1	0	15	15	ノロウイルス
3月	21	7	107	2	0	137	363	ノロウイルス、サポウイルス
合計	94	48	166	44	3	355	1,082	

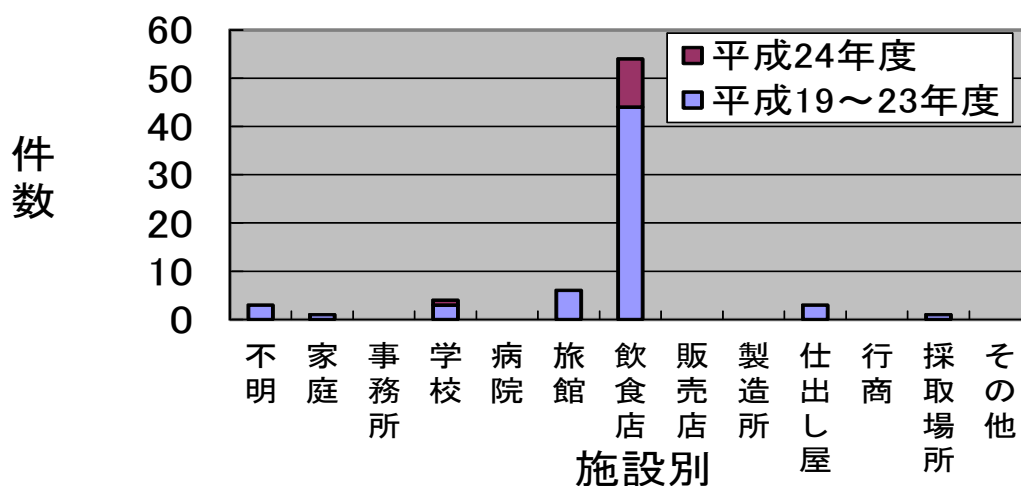
※食品、拭き取り及び検便等を含む。また、県外からの調査依頼分を含む。

(参考)

食中毒（施設別）の発生状況（過去5年及び24年度）

施設	不明	家庭	事務所	学校	病院	旅館	飲食店	販売店	製造所	仕出し屋	行商	採取場所	その他	合計
平成19～23年度	3	1	0	3	0	6	44	0	0	3	0	1	0	61
平成24年度	0	0	0	1	0	0	10	0	0	0	0	0	0	11

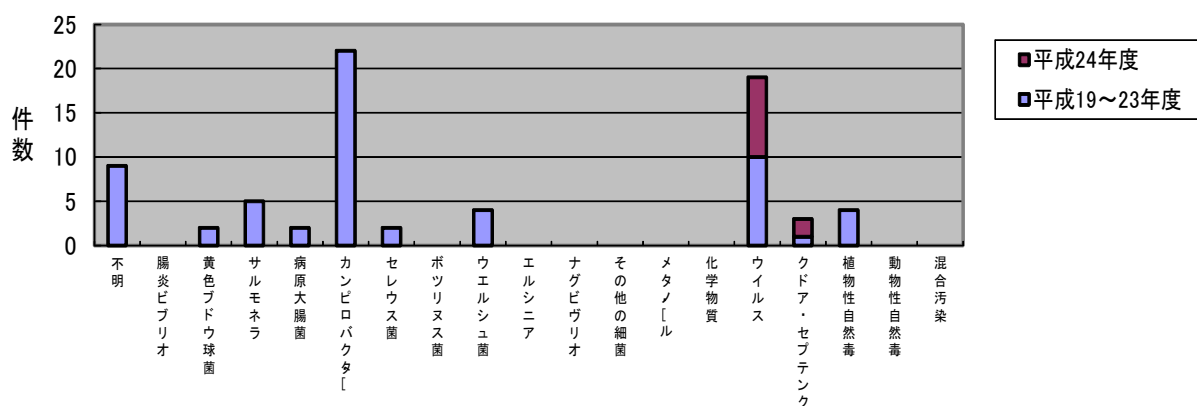
※奈良市を含む



食中毒（原因物質別）の発生状況（過去5年及び24年度）

原因	不明	腸炎ビブリオ	黄色ブドウ球菌	サルモネラ	病原大腸菌	カンピロバクター	セレウス菌	ボツリヌス菌	ウエルシユ菌	エルシニア	ナグビヴリオ	その他の細菌	メタノール	化学物質	ウイルス	クドア・セブテンクタータ	植物性自然毒	動物性自然毒	混合汚染	合計
平成19～23年度	9	0	2	5	2	22	2	0	4	0	0	0	0	0	10	1	4	0	0	61
平成24年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	2	0	0	0	11

※奈良市を含む



4 食品衛生に係る講習会等の開催状況について

食品衛生法第3条第1項において、食品等事業者自らが、販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得等が求められていることを踏まえ、各保健所が実施した各種講習会の開催状況については、表15のとおりです。また、食品衛生責任者の養成状況については、表16のとおりです。

表15 食品衛生に係る講習会の開催状況

講習内容	対象者別	開催数	参加人数
①食中毒の予防対策について ②食品衛生について ③食品表示について ④食品添加物について ⑤健康食品について ⑥食の安全・安心について ⑦衛生課の業務等について ⑧食品衛生責任者講習会	消費者	17	606
	事業者・給食関係者等	64	3,254
	学 生	12	488
合 計		93	4,348

表16 食品衛生責任者の養成状況（認定者含む。）

実施管内	受講者数	延べ受講者数	認証者数	延べ認証者数
	H24. 4. 1～H25. 3. 31		H24. 4. 1～H25. 3. 31	
郡山保健所管内	306	8,292	59	1,513
葛城保健所管内	220	8,858	4	1,094
桜井保健所管内	193	10,685	23	1,264
吉野保健所管内	39	2,223	6	254
内吉野保健所管内	0	1,590	3	185
奈良市保健所管内	250	16,263	13	2,152
合計	1,008	47,911	108	6,462

## 5 食品関連の相談状況について

奈良県消費生活センター、消費生活センター中南和相談所及び各保健所の食の安全相談窓口寄せられた食品関連の相談状況は、表17-1 のとおりで食品分類別状況は、表17-2のとおりです。

表17-1 食品関連の相談状況

年月	消費生活センター及び 中南和相談所	各保健所 の食の安全相談窓口
平成24年 4月	18件	49件
平成24年 5月	16件	30件
平成24年 6月	22件	23件
平成24年 7月	17件	19件
平成24年 8月	21件	17件
平成24年 9月	22件	17件
平成24年 10月	22件	29件
平成24年 11月	29件	29件
平成24年 12月	28件	29件
平成25年 1月	11件	46件
平成25年 2月	23件	58件
平成25年 3月	38件	18件
計	267件	364件
合計	631件	

表17-2 食品分類別相談状況

分類コード	食品分類	相談件数	分類コード	食品分類	相談件数
B 10	食料品一般	74	B 32	菓子類	65
B 21	穀類	18	B 33	飲料	63
B 22	魚介類	28	B 34	酒類	6
B 23	肉類	22	B 40	調理食品	115
B 24	乳卵類	12	B 51	健康食品	130
B 25	野菜・海草	29	B 52	食料品その他	37
B 26	油脂・調味料	21	その他		0
B 31	果物	11	合計（件数）		631

## 6 表彰の実施状況について

衛生管理状況が一定水準以上である優良な施設等について、各保健所が実施した表彰の実績は、表18のとおりです。

表18 表彰の実施状況

表彰区分		表彰実績（保健所管轄別）						計
		郡山	葛城	桜井	吉野	内吉野	奈良市	
厚生労働大臣表彰	食品衛生優良施設		1			1		2
	食品衛生功労	1		1	1			3
	調理師関係功労		1				1	2
知事表彰	食品衛生優良施設	1	2		1			4
	食品衛生功労	3	4	4	2	1	2	16
	調理師関係功労		1				1	2
合 計		5	9	5	4	2	4	29

## 7 食品衛生指導員による食品衛生巡回指導実施状況について

社団法人奈良県食品衛生協会の事業として実施した食品衛生指導員による自主的衛生管理の向上を目的とした巡回指導及び助言指導の実施状況は、表19のとおりです。

表19 食品衛生指導員の巡回指導実施状況

管 内		郡 山 保健所	葛 城 保健所	桜 井 保健所	吉 野 保健所	内吉野 保健所	奈良市 保健所	計
平成 24 年度	食品衛生指導員数	145	74	96	64	40	39	458
	活動食品衛生指導員数	144	78	90	61	38	35	446
	活動延日数	2,528	748	2,762	1,818	1,124	613	9,593
	指導施設数	9,580	5,227	6,557	4,471	3,365	2,131	31,331